

令和 8 年度第 1 回松戸警察署協議会

1 開催日

令 8 年 7 月 9 日（木曜日）

2 開催場所

松戸警察署

3 出席者

・協議会委員 10 人 ・警察署 14 人

4 業務報告

（１）職員の逮捕事案について

（２）匿名・流動型犯罪グループについて

（３）今後の祭礼及び雑踏警備について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

【質問】 松戸署管内の交通死亡事故が増加していると聞いておりますが、この関係についてお話が聞きたい。

【回答】 7 月 8 日時点の松戸署管内における交通死亡事故の発生件数につきましては、6 件（6 名）（前年同期比＋5 件（5 名））であり、前年と比較して大幅に増加しており、危機的な状況にあります。

松戸署としては、歩行者の安全対策や、飲酒運転根絶に向けた対策に重点を置き、反射材の普及促進や、街頭監視活動等の「目立つ・見せる」活動による歩行者の安全対策を推進するとともに、飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りなどの各種交通事故防止対策に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

【質問】 訪問業者が、「屋根の瓦が取れている。修理が必要だ。」等と言って、無理矢理、点検作業をしようとする事案が多く発生していますが、このような場合どのような対策が有効か教えていただきたい。

【回答】 訪問販売のうち「点検商法」と呼ばれるもので、当署でも多くの相談を取り扱っております。訪問販売への対応ですが、まずはインターホン越しでの対応をして頂きたいという点です。訪問販売は、相手方が家に来てしまうので、対応せざるを得ない状況になろうかと思いますが、直接相手と話をしないようインターホン越しでの対応を教示させて頂いており、明確に断ることが大事であります。しつこく帰らないという場合には 110 番通報をし、相手に「今、警察を呼びました。」と伝えるようにしてください。大抵の業者は立ち去ると思いますが、違法行為がある場合には刑事事件として取扱いをさせて頂きます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし